

議案第10号

総社市立学校条例及び総社市立幼稚園条例の一部改正について

総社市立学校条例（平成17年総社市条例第98号）及び総社市立幼稚園条例（平成17年総社市条例第101号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

昭和地区の小学校及び中学校における義務教育を一貫して行う義務教育学校を設置するとともに、義務教育学校と連携した教育を行うため、幼稚園を統合するに当たり、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市立学校条例及び総社市立幼稚園条例の一部を改正する条例

(総社市立学校条例の一部改正)

第1条 総社市立学校条例（平成17年総社市条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後		改正前	
学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条及び第38条の規定により、次の学校を設置する。		学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条及び第29条の規定により、次の学校を設置する。	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
総社市立新本小学校	総社市新本7288番地	総社市立新本小学校	総社市新本7288番地
		総社市立昭和小学校	総社市美袋207番地
		総社市立維新小学校	総社市原2229番地1
略		略	
総社市立昭和五つ星学園義務教育学校	総社市美袋207番地	総社市立昭和中学校	総社市美袋1636番地
	総社市美袋1636番地		

(総社市立幼稚園条例の一部改正)

第2条 総社市立幼稚園条例（平成17年総社市条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
総社市立昭和五つ星学園幼稚園	総社市美袋245番地1	総社市立昭和幼稚園	総社市美袋245番地1
		総社市立維新幼稚園	総社市原2257番地1
略		略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中「第29条」を「第38条」に改める改正規定は、公布の日から施行する。